公共事業等予算の仕組み（一括計上制度）

１．沖縄振興計画に基づく事業のうち、公共事業を中心とした関連事業の全体的把握及び事業相互間の進度調整を行う必要があるもの等に関する経費については、「内閣府設置法」及びこれに基づく「内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令」の規定により、内閣府において一括計上を行うこととしている。

２．その対象事業としては、道路、港湾、空港、治山、治水等の公共事業のほか、文教関係の施設整備その他沖縄の特殊事情等に対処するために必要な事業が含まれている。

３．一括計上された経費は、それぞれ事業を実施する所管省の一般会計へ移し替え、又は、特別会計へ繰り入れて執行されている。

＜参考＞　予算の一括計上制度のイメージ

（予算一括計上）

一定の範囲の予算のうち沖縄に係るものについて一括して予算を計上【内閣府】

- 公共事業関係費
  (北部振興事業費を含む)
- 公立文教施設
- 沖縄振興公共投資交付金

一般会計への移替え

特別会計への繰入れ

（事業執行）

一般会計

・沖縄開発事業費
　道路整備事業、港湾整備事業、社会資本総合整備事業【国土交通省】
　農業生産基盤整備事業【農林水産省】
　水道事業【厚生労働省】　等

・公立文教施設【文部科学省】

自動車安全特別会計【国土交通省】

・空港整備勘定

沖縄振興交付金事業推進費（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）・沖縄振興局）

令和元年度当初予算額１，０９３．３億円
（平成３０年度当初予算額１，１８７．８億円）

○　沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（平成２４年度創設、沖縄振興特別措置法に明記）。
○　「沖縄振興特別推進交付金」と「沖縄振興公共投資交付金」に区分。

沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）

令和元年度当初予算額　561．2億円
（平成30年度当初予算額　608．4億円）

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに内閣府で執行する沖縄独自の制度。

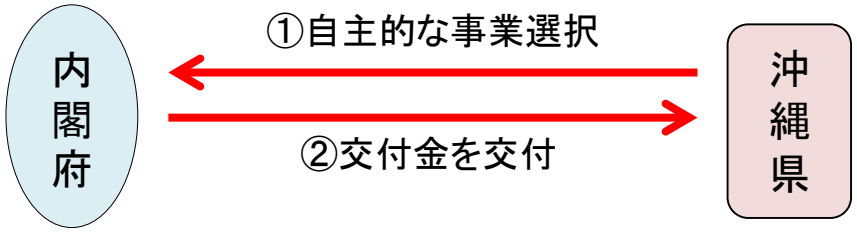

＜交付率＞8／10

＜主な対象事業＞
沖縄の自立的･戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業
- 観光の振興
- 情報通信産業の振興
- 農林水産業の振興
- 雇用促進
- 人材育成　　など

沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）

令和元年度当初予算額　532．2億円
（平成30年度当初予算額　579．4億円）

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。

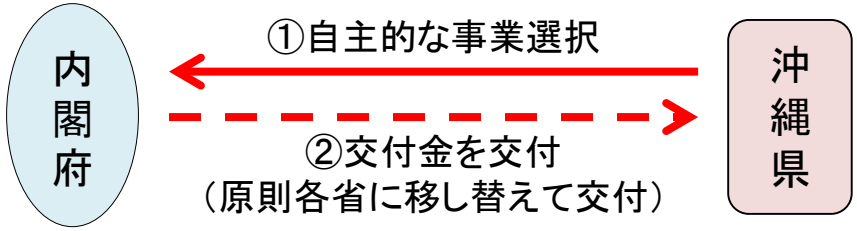

＜交付率＞　既存の高率補助を適用

＜主な対象事業＞
- 学校施設環境改善（文部科学省）
- 水道施設整備（厚生労働省）
- 農山漁村地域整備（農林水産省）
- 社会資本整備（国土交通省）　　など

沖縄振興関連税制（特区・地域制度）

（他県にはない高率の所得控除制度を始めとした各種の優遇措置）

特区

【経済金融活性化特区】

名護市

＜対象業種＞
金融関連業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等

【国際物流特区】

那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満の5市及び うるま・沖縄地区
（知事が地区指定）

＜対象業種＞
製造業、こん包業、倉庫業、航空機整備業等

【情報通信産業振興地域】

【情報通信特区】

那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市
（知事が地区指定）

＜対象産業＞
データセンター、プロバイダ、バックアップセンター、情報通信機器相互接続検証事業　等

地域

【情報通信産業振興地域】

24市町村
（知事が地域指定）

＜対象産業＞
情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等

【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】

沖縄県内全域

＜観光関連施設＞
スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設

＜産業イノベーション対象業種＞
製造業、卸売業、エンジニアリング業、自然科学研究所、商品検査業　等

措置の概要

国税

＜所得控除（特区のみ）＞

40%、10年間

※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり

＜投資税額控除（特区・地域共通）＞

- **機械等15%、建物等8%**
  ※最長4年間繰越可能

＜特別償却（特区・地域共通）※＞

- **機械等50%、建物等25%**
  ※経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域（機械等34%、建物等20%）のみ。

注）所得控除、投資税額控除、特別償却はいずれかを選択

- **保税地域の特例**：許可手数料の軽減等
  ※国際物流特区のみ
- **エンジェル税制の特例**
  ※経済金融活性化特区のみ

地方税

- **事業所税**：5年間対象床面積を1/2
  ※那覇市のみ
- **事業税、不動産取得税、固定資産税**
  県、市町村による地方税の減免措置

沖縄振興関連税制（特区・地域制度以外）

国税

法人税

・沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例

離島において、事業者が旅館業の用に供する設備の新増設を図るための税制

特別償却（建物8％）

所得税

・特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

沖縄県の地方公共団体等により土地が買い取られる場合の譲渡所得控除（5,000万円）

酒税

・沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置

復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について、酒税を軽減(泡盛は35％、ビール等は20％の軽減)

揮発油税

・揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

沖縄県内の揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油税・地方揮発油税の軽減（7,000円/kℓ）

航空機燃料税

・沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

沖縄路線の航空機燃料税の税率の特例措置（全国の路線の1/2：9,000円／kℓ）

石油石炭税

・沖縄の電力用途の石炭等に係る石油石炭税の免除

沖縄の発電用石炭・液化天然ガス（LNG）に係る石油石炭税の免除

地方税

固定資産税

・沖縄電力株式会社が行う電力供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

課税標準の2／3

関税

・沖縄型特定免税店における関税の軽減措置

免税店で国内観光客に販売される商品の関税の免除

沖縄振興開発金融公庫

設立年月日	昭和47年5月15日 （沖縄の本土復帰と同日）
業務概要	○ 沖縄振興を目的に、地域限定の政策金融機関として設立。 ○ 本土の日本政策金融公庫等の業務を一元的・総合的に実施しているほか、沖縄の地域的諸課題に応えるため独自の出融資制度を運用。
資本金	778億円（全額政府出資） （平成30年3月末現在）
店舗	本店（那覇）、東京本部 4支店（本島内2、離島2）
理事長	川上　好久
職員数	214人（平成30年度予算定員）
出・融資残高	8，561億円（平成30年3月末現在） うち出資70億円

（注）資本金のうち216億円は承継出資金

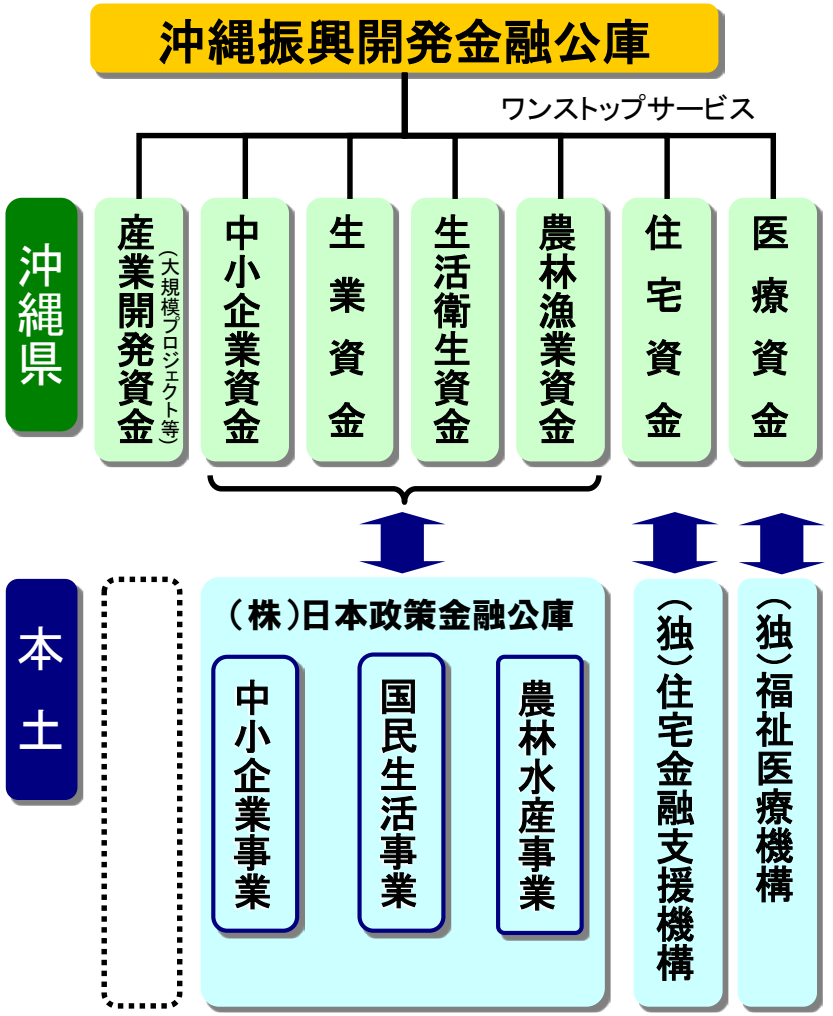

（注）行革推進法第11条において、令和4年度以降は日本政策金融公庫に統合されることが規定されている